

役員等の報酬並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益社団法人日本新聞販売協会（以下「本会」という。）の定款第26条及び第27条第5項の規定に基づき、役員等の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、顧問及び相談役と併せて役員等という。
- (2) 顧問とは、定款第27条第2項に定める者をいう。
- (3) 相談役とは、定款第27条第3項に定める者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費、宿泊費等をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 本会は、役員等の職務執行の対価として次の報酬等を支給することができる。

- (1) 理事会及び理事会に準ずる役員会等に出席の都度現金で、謝金として一人あたり5,000円を限度とした金額
- (2) 事務局に常勤する役員に対する報酬として毎月21日に銀行振込にて、一人あたり月額15万円を限度とした金額

(費用)

第4条 本会は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、その都度現金にてこれを支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第5条 本会は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第6条 この規程の改正は、総会の議決により行うものとする。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附則

この規程は、令和3年4月15日から施行する。